

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



アスベスト対策事業
アスベストの調査費用を
補助します

市では、アスベストによる不安を解消するため、建築物のアスベスト調査にかかる費用の一部を補助します。

■対象者

- 次の要件すべてに該当する建築物に対し、専門の分析機関に委託してアスベスト調査を実施する建築物の所有者。
- アスベストまたはアスベストが含まれている可能性のあるロックウールなどの、吹き付け工法を行っている建築物
- 延べ床面積500平方メートル以下の建築物

- 市内にある建築物
- 対象となる調査
- ① 飛散性アスベストの成分検査

- 定性分析（アスベスト含有の有無を調べる検査）
- 定量分析（アスベストの含有量を調べる検査）
- ② 飛散性アスベスト使用個所の浮遊粉じん測定調査
- 室内の空気中の浮遊繊維状粒子の計数検査
- ※平成18年3月31日(金)までに調査が完了するものに限ります。

■補助金の額

- 補助対象経費の2分の1以内（10000円未満は切り捨て）。各調査の限度額は次のとおりです。
- 定性分析のみの場合
2万2000円
- 定性分析と定量分析の場合
3万8000円

- 浮遊繊維状粒子の計数検査の場合 1万8000円
- 問合せ
○ 市庁舎別館環境課
水・環境保全係
TEL0897-52-1382
- アスベスト対策総合窓口
にご相談ください

市の「アスベスト対策総合窓口」では、アスベストの使用状況や健康への影響など、アスベストについて何でもご相談いただけます。

平成17年12月末現在における相談受付と目視調査の状況は、次のとおりです。

- 相談受付 119件
- 目視調査 50件
- アスベスト対策総合窓口
市庁舎別館1階・環境課内
TEL0897-52-1382

2月の市税ごよみ

- 20日 市県民税第4期分および国民健康保険税第7期分の督促状の発送
- 28日 国民健康保険税第8期分の納期限
- ※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

戦没者等の妻および父母等の皆さまへ

特別給付金の請求はお済みですか？

戦没者等の妻および父母等に対する特別給付金の請求受付が、平成18年3月31日(金)で終了します。請求期限を過ぎると請求することができなくなります。まだ請求の手続きをしていない方は、請求期限までに手続きをしてください。

対象者	特別給付金	要件
妻	第22回特別給付金 国庫債券「い」号	平成15年4月1日現在、恩給法による公務扶助料等、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金（公務死・勤務関連死を事由とするもの）等を受給している戦没者等の妻であること。
父母等	第21回特別給付金 国庫債券「い」号	1. 平成15年4月1日現在、恩給法による公務扶助料等、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金（公務死・勤務関連死を事由とするもの）等を受給している、または受給資格のある戦没者の父母・祖父母であること。 2. 平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に父母等と氏を同じくする子、または孫（自然血族）を有するに至らなかったこと。

お問い合わせ先

- 市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係 内線2324
- 東予総合支所福祉課 障害者福祉係 内線131
- 丹原総合支所保健福祉課 社会福祉・援護係 内線210
- 小松総合支所保健福祉課 社会福祉・援護係 内線124

下水道受益者負担金・分担金の納期

2月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

- 対象の納期限
○ 西条市賦課分
第3期 2月28日(火)

- 旧西条市賦課分
第4期 2月28日(火)
- 旧東予市・丹原町賦課分
第3期 2月28日(火)
- 問合せ
○ 市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
(内線2825)
- 東予総合支所下水道課
業務係
(内線211)